

第3回 会計区分を設定 する際の視点

(株) 福祉総研代表取締役・上席研究員
松本和也

Q

新しい事業を始めるのですが、既存施設の拠点区分とまとめて処理してもいいでしょうか。それとも別の拠点区分を設けなければならないでしょうか。

法人が複数の事業を経営する場合には、事業別に資産や損益を管理する必要があります。

例えば、ハンバーガーショップを経営する会社が東京駅前店と新大阪駅前店で営業した場合には、売上や経費を別々に管理することによって、どちらにより利益があるかを把握することができ、その後の新店舗拡大や撤退の判断を的確に行うことに寄与することができます。これは、事業ごとに財布を分けて管理し、売上や経費も分けて把握するということで、このような管理の単位を一般に「会計区分」と呼びます。

社会福祉法人の会計処理を行うにあたって、事業ごとの会計区分を設けることが求められています。特に社会福祉法人の行う社会福祉事業は、高齢者介護や障害者支援、子育て支援など、その制度によって根拠法も財政措置も異なるため、異なる施策における財源の混同を避けるためにも、会計区分を設けてあらかも別法人のように処理することが要請され

ています。また同じ種別の施設等であっても、施設ごとの資産や損益を管理・把握するために、施設ごとに会計区分を設けなければなりません。

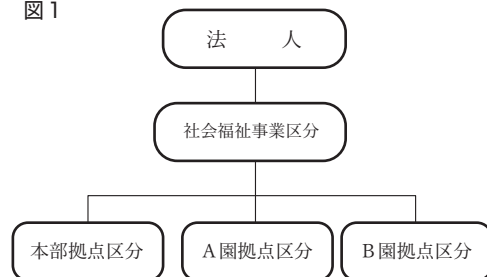
社会福祉法人会計基準は、初めに法人を「社会福祉事業」「公益事業」「収益事業」の3つの「事業区分」に区分することを求めています。これは、公益事業と収益事業には社会福祉事業と区分して会計処理を行うことが要請されているからです（社会福祉法第26条第2項）。もちろん、定款等に記載されている事業が社会福祉事業のみの法人では公益事業区分や収益事業区分を設ける必要はなく、社会福祉事業区分のみを設定すれば足ります。

次に、各事業区分に含まれる「拠点区分」を設定します。多くの法人では、経営する施設や事業の実態に応じて、社会福祉事業区分の中にいくつかの拠点区分を設けますが、施設ごとまたは事業ごとに設定することが基本的な考え方です。公益事業区分や収益事業区分を設けている法人では、その事業の拠点区分が一つになることもあるでしょう。また、公益事業が社会福祉事業と一体的に運営（同じ職員が運営に関与する、など）されていて区分することが難しい場合には、社会福祉事業に含めることができます。

さらに、一つの拠点区分で複数のサービスを実施している場合には必要に応じて「サービス区分」を設けますが、保育所や認定こども園の拠点区分においてサービス区分が必要となることは稀です。

以上のような考え方に基づいて、保育所や認定こども園を経営する社会福祉法人の会計区分を設定すると、概ね図1のような区分になる法人が多いことが想定されます。

図1



つまり多くの法人では、施設ごとに拠点区分を設け、すべての拠点区分の数値を合算して社会福祉事業区分および法人全体の数値とします。なお社会福祉法人会計基準では、本部拠点区分を設けることについては“法人の任意”というのが基本スタンスですが、保育所における委託費には資金使途の制限が設けられているので、その遵守状況を明らかにして無用な疑義を避けるためにも、本部拠点区分を設定することを強く推奨します。

社会福祉法人の会計処理の基準は、これまでに表1のような改正を経て現在に至っています。

表1 〈社会福祉法人会計の変遷〉

会計処理の基準を定めた通知名等	一般的な略称	制定日	適用年度
社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について	経理規程準則	S51.1.31	～H11年度
社会福祉法人会計基準の制定について	旧会計基準	H12.2.17	H12年度～
社会福祉法人会計基準の制定について	新会計基準	H23.7.27	H24年度～
(社会福祉法)	会計基準省令	H28.3.31	H28年度～

旧会計基準における会計区分は「経理区分」と定義され、あくまで収支計算、損益計算を行う区分として位置付けられたため、現在の会計基準とは異なり、貸借対照表は法人全体のもののみが作成されました。この旧会計基準の制定時、当時の保育所における子育て支援事業等は、保育所と別の経理区分を設けるべきことがいったん示されましたがその後撤回され、子育て支援事業等は保育所や認定こども園といった施設の会計に含めて処理することができるという方針が、現在まで踏襲されています。

以上のように、会計区分の設定方法に関する方針は、ある程度会計基準等の中で示されています。原則として、施設ごと（認可されている施設単位ごと）に拠点区分を設けますが、子育て支援事業など施設に付随する、または一体的に経営される事業は施設の拠点区分に含めることができます。また公益事業などは本来、社会福祉事業区分とは別の公益事業区分とすべきですが、これも保育所等と一体的な小規模事業であれば、施設の拠点区分に含めることもできます。ただし本部拠点区分は、別の拠点区分とす

ることが望ましいと言えます。

このように会計基準には一定の原則的な区分方法が示されています。そしてその規定を逸脱しない限り、法人は主体的に区分を定めることができ、定められた区分の内容は経理規程、計算書類に関する注記などの中で明示します。

法人が会計区分を検討する際に、ぜひ勘案していただきたいことがあります。それは、本来の「会計」の目的についてです。

「会計」という言葉は、中国の「史記」に記載された「計は会なり」という言葉が語源だという説があります。「会」とは“増えること”、「計」とは“正確に話すこと”という意味で、「会計」は“増えたことについて正確に話すこと”という意味になります。「会計」という言葉は、経営の主体たる企業や社会福祉法人などの経営体が、期間を区切って、貨幣価値に基づいて記録した内容について、利害関係者に対して正確に説明する行為を意味します。社会福祉法人の利害関係者とは、利用者、監督官庁、出入り業者などです。

つまり“会計”とは、毎日の仕訳という作業を行うことではなく、仕訳に基づいた処理の結果を、利害関係者に対して説明することまでを含めた範囲のことを言います。そうであるならば、法人が主体的に会計区分を設定するにあたっては、“日々の処理の簡便さ”よりも“説明の明瞭さ”を最優先に考えるべきです。本部を別の拠点区分とすべき、と述べたのも、このような考え方に拠ります。

新しい事業を既存施設の会計に含めることで、日々の処理は簡便化されるかもしれませんが、しかしその結果、利害関係者に対して行う決算の説明がわかりやすいものにならなければ、かえって理事会や指導監査での質問に明瞭に答えることができなくなってしまいます。会計区分の設定は、“どうすれば処理が簡単か”という視点だけではなく、“どうすればわかりやすく説明できるか”という視点が重要だと言えます。